報 告 表 を 書

平成 20 年 12 月 25 日 政府調達苦情検討委員会

政府調達苦情検討委員会は,「検委事第7号」についてコンピューター分科会が作成した報告書及び提案書を,本委員会の報告書及び提案書とする。

平成 20 年 12 月 25 日

政府調達苦情検討委員会委員長

田中康久

検委事第7号

報告書

東京都港区六本木三丁目2番12	2 号	
-----------------	-----	--

苦情申立人	日本	マイ・ビー	・エム株:	式会社
代表者 代表取締役	大	歳	卓	麻
代理人 弁護士	牛	島		信
	Щ	中	力	介
	高	橋	健	
	影	島	広	泰
	新	井	愛	子
	久	保 田	佳 奈	子
	小	池	由	美
代理人	名	取	勝	也
	金	子		誠
	梅	田	浩	之

東京都千代田区霞が関二丁目1番3号

関係調達機関	玉	土	交 通	省
支出負担行為担当官				
自動車交通局長	本	田		勝
代理人 弁護士	河	井		聡
	野	口	祐	子
	岡	田		淳

	邉		英	基
代理人	櫻	井	俊	樹
	岩	田		賢
	原	本	廣	司
	谷	貝	浩	_
	長 谷)	譲	<u> </u>
	黒	田	雅	樹

東京都江東区豊洲三丁目3番3号 豊洲センタービル 参加者 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ 代表者 取締役社長 山 下 徹 総一郎 野 代理人 弁護士 宇 荒 井 紀 充 関 本 正 樹 中 村 慶 彦

 代理人
 牧
 島
 太

 板
 橋
 大
 介

第1 苦情申立人及び関係調達機関の求める判断

1 苦情申立人

関係調達機関が行った本件「次期自動車登録検査業務電子情報処理システムの設計・開発業務 一式」の調達(以下「本件調達」という。)に係る入札手続について,主位的に苦情申立人を落札者とするよう求める旨の是正案を,予備的に入札の再審査を求める旨の是正案を,関係調達機関に提案されるよう求める。

2 関係調達機関

苦情申立人の苦情申立て(以下「本件申立て」という。)の却下又は排斥を求める。

第2 事案の概要

- 1 関係調達機関は、平成 20 年 4 月 18 日、「『自動車登録検査業務電子情報処理システム(MOTAS)業務・システム最適化計画』に基づく次期システムの設計・開発業務提案依頼書」(要件定義書を含む。以下「提案依頼書」という。)が、「情報システムに係る政府調達の基本指針」(以下「基本指針」という。)の趣旨・内容に沿っているとの総務省の確認を受けた。
- 2 関係調達機関は,平成 20 年 4 月 21 日,提案依頼書に基づき, 本件調達の意見招請を開始した。
- 3 苦情申立人は、平成 20 年 5 月 16 日、関係調達機関に対し、意見を提出した。
- 4 関係調達機関は、平成 20 年 7 月 4 日、苦情申立人を含む意 見提出各社に対し、回答を行った。
- 5 関係調達機関は、平成 20 年 7 月 7 日、本件調達の入札公告 を行った。

- 6 平成 20 年 8 月 26 日, 苦情申立人は, 関係調達機関に対し, 同日付け提案書(以下「提案書」という。) 等を提出した。
- 7 平成 20 年 9 月 22 日, 苦情申立人は, 関係調達機関に対し, 入札書を提出した。
- 8 平成 20 年 9 月 25 日,関係調達機関は,開札を行い,参加者 を落札者とした。
- 9 平成 20 年 10 月 3 日, 苦情申立人は, 政府調達苦情検討委員会(以下「委員会」という。) に対して本件申立てを行った。

第3 争点及び争点に係る主張

苦情申立人は、11点について主張を行っているが、本報告書では、次の4つの争点を取り上げる。それらは、①センタ被災時における対応に関する提案、②運輸支局等職員の利便性・操作性・運用性の向上に関する提案、③運輸支局等の本番移行における現行システムの撤去に関する提案、④到着許容時間に関する提案についてであり、これらの争点に関する苦情申立人及び関係調達機関の主張は、以下のとおりである。

1 センタ被災時における対応に関する提案について

関係調達機関は、本提案について、「災害等による稼動系センタ被災時における費用対効果を考慮した冗長性及び運用性に関する設計・開発面から見た考え方及び実現方法が記載されていること(特にセンタ間のデータ同期方式)」との評価項目¹を設定した。

(1) 苦情申立人の主張

¹ 本件調達に係る入札において,関係調達機関は,入札者の提案書の技術評価 を行うために 76 の評価項目(提案書要求事項)を設定した。

- ア 「災害等による稼動系センタ被災時」という非常事態に対し、システムとしてどのような対策を講じるかという問題は、個別の業務がどのようなフローで行われているかといった情報ではなく、本件システムを利用した自動車登録業務全体がどのように運用されているのかという情報を前提として考えるべき事項である。しかし、自動車登録検査業務電子情報処理システム (MOTAS) 要件定義書(以下「要件定義書」という。)では、自動車登録業務全体の運用の具体的な流れについて詳細な情報は与えられていない。
- イ センタが被災した際の業務継続を検討するには、設計 段階において、業務の運用を含めて作成した事業継続計 画を基に、システム側の運用を検討し、設計することが 一般的であるし、苦情申立人の提案も、それを前提とし ている。
- ウ 「自動車登録検査業務の事業継続計画」が開示されておらず、業務側の業務の運用との整合性も確保されていない現段階では、一方的にシステムの設計方針を定めるのではなく、事業継続計画や災害復旧計画を着実に作り上げ、実行していくことを提案することが最重要であり、それなしに作成された参加者の提案を高く評価することは失当である。

(2) 関係調達機関の主張

ア 苦情申立人の提案書には, データに差分²があった場合

² 稼動系センタが被災した場合,稼動系センタ及びバックアップセンタに対するデータ更新の一貫性を維持することができず,保持するデータに違いが存在する可能性があること。

の対応や稼動系センタへの切り戻し³の運用について具体的な提案がない。かかる提案は、システム開発者であれば当然認識すべき点であり、なんら非開示情報の観点から問題になるものではない。

- イ 自動車登録業務全体の運用の具体的な流れについても, 要件定義書に約200頁にもわたり詳細な情報を提供して おり、苦情申立人は、容易に理解できるはずであった。
- 2 運輸支局等職員の利便性・操作性・運用性の向上に関する提 案について

関係調達機関は、本提案について、「運輸支局等職員の利便性・操作性・運用性を向上させると考える項目等、又はシステム機能の実現方法がある場合は、その内容について具体的に記載されていること」との評価項目を設定した。

(1) 苦情申立人の主張

- ア 関係調達機関は、要件定義書に「設計・開発段階において協議する」と記載していたことを無視して、苦情申立人が要件定義書どおり「設計工程において確定させる」と提案したことを低く評価している。
- イ 要件定義書においては、申請業務の一部画面がサンプルとして提示されているにすぎず、業務の流れを踏まえて画面の対比を行い、利便性・操作性・運用性を幅広く向上させる施策を提案するだけの情報は提示されていない。運輸支局等職員の業務における業務運用に係る状況や、課題認識等の情報も記載されていない。

³ 災害復旧後,退避していたバックアップセンタから稼動系センタへ運用を復帰するために必要となる,データ管理処理のこと。

(2) 関係調達機関の主張

- ア 提案依頼書には、設計段階での検討内容であっても提 案の評価の対象となり得ることが明記されており、苦情 申立人も、当然これを認識するべきであった。
- イ 「MOTAS の利用者が業務において直接的に関与する 画面については、(中略) 不要な変更を加えないものとし ているが、利用者の利便性向上等の業務改善につながる と考えられるものが存在する場合は、その具体的内容に ついて提案すること」と提案依頼書に付随する提案書作 成要領において明記されている点に鑑みても、関係調達 機関が提案を積極的に促していたことは明らかである。
- ウ 要件定義書を読めば、ユーザインターフェイスの情報 については十分に理解でき、苦情申立人は、そのような 情報に基づき利便性・操作性・運用性の向上に関する施 策を十分に提案できたはずである。
- 3 運輸支局等の本番移行における現行システムの撤去に関する 提案について

関係調達機関は,本提案について,「運輸支局等の本番移行の 考え方及び移行体制について提案がある場合は,記載がされて いること」との評価項目を設定した。

(1) 苦情申立人の主張

ア 関係調達機関は、現行システム機器撤去等を考慮した

提案となっていない点を捉えて、評価を「C」⁴としている。しかし、要件定義書には、「現行システムにおける旧機器は、本番移行時に現行システムの開発事業者が撤去を行う」と明記されており、提案の内容に現行システム機器撤去等に関する事項を含めることを要求していないことは明らかである。したがって、「現行システム機器撤去等を考慮した提案となっておらず」とする点は、評価項目に記載されていない基準で不当に評価を行っていることは明白である。

イ 苦情申立人の提案書では、ハードウェア調達仕様を決定するまでに、必要な期間を確保して運輸支局等の調査を行い、その結果を移行計画に反映させることを明言している。この際、現行システムの量や、大きさ等を踏まえて現行業者と協議することは当然であり、そのような体制も提案している。これ以上具体的な「移行の際の各グループの役割」、「連絡体制」、「作業、スケジュール」、「役割分担」を記載するには、現行システムの事業者との打合せが必要であって、現行システムの事業者自身が提案するのでない限り、要件定義書の情報からはこのよ

^{4 「}次期自動車登録検査業務電子情報処理システム(MOTAS)の設計・開発 業務 総合評価基準」に示された評価基準は、以下のとおりとなっている。

1 4 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 -
評価	評 価 基 準
A (5)	提案内容に具体性,実現性があり,その根拠が明確である。
	課題がある場合の対策が明記されている。
B (3)	提案内容に具体性,実現性がある。
C (1)	提案内容に具体性,実現性が欠けている。
D (0)	提案されていない。(提案されていると判断できない。)

うな内容を提案することはできない。

(2) 関係調達機関の主張

要件定義書には、「移行に際しては (中略) 現行システムの旧機器を撤去した場所に移設が必要である。そのため、設計・開発業者は、ハードウェア事業者等の関係事業者と調整の上で、移行実施計画書を作成すること」と明記されているのであり、移行実施計画を提案する際に現行システムの機器撤去等を考慮する必要があることは当然である。したがって、「本番移行の考え方及び移行体制についての提案」として、かかる点が評価対象に含まれることは明らかである。

4 到着許容時間に関する提案について

関係調達機関は、本提案について、「全国の運輸支局等及び出 張検査場(離島を含め)に設置されたシステムに係る保守体制 を整備できるような拠点(一覧、住所、管轄)を有している場 合は、記載がされていること」との評価項目を設定した。

(1) 苦情申立人の主張

- ア 関係調達機関は、苦情申立人の提案を「全国の運輸支 局等及び出張検査場に設置されたシステムに係る保守体 制を整備できるような拠点の記載がされている。ただし、 駆けつけ時間が示されていないため、保守要件を満足し ているかが不明確である」と評価している。
- イ 要件定義書には、「到着許容時間については、(中略) 設計・開発段階にて拠点ごとに目標値を検討することと する」と明記されており、本件調達に係る入札において は「駆けつけ時間」はいささかも評価の対象でないこと が明白である。

ウ 関係調達機関は、苦情申立人の提案には、「出張検査場に設置されたシステムに係る保守体制に関する記載が欠落している」としている。しかし、出張検査場の場所に関する情報は、要件定義書には拠点名のみが記載されており、かつ、一般にも出張検査場の一覧は公表されていない。

(2) 関係調達機関の主張

- ア 評価項目が「保守体制を整備できるような拠点」の記載を要求している以上、要件定義書における記載と合わせて考慮すれば、到着許容時間の目標値(30分)を満たすような保守体制が整備できることの根拠、又は到着許容時間が目標値を満たさない場合には設計・開発段階で目標値を再検討するために必要な判断材料(駆けつけ時間はその一例にすぎない)を明確に示さなければ、具体性・実現性が認められない。
- イ 苦情申立人の提案には、出張検査場に設置されたシステムに係る保守体制に関する記載が欠落している。評価項目をみれば、運輸支局等のみならず「出張検査場(離島を含め)」に関しても保守体制を提案することが要求されていることは明らかであり、この欠落部分は、当然に非加点になる。

以上取り上げた4つの争点の他にも、苦情申立人は、①評価項目に記載されていない基準で評価が行われた、②評価の対象となる提案をするのに必要な情報が公平に提供されていない、 ③評価が公正・公平な審査に基づくものではない、④提案書評価委員会(以下「評価委員会」という。)の構成自体が公正・公 平でない、⑤既存のベンダーに特に有利な評価をしているとの 主張から苦情を申し立てている。それに対し、関係調達機関か らは反論がなされている。

第4 提出資料

1 苦情申立人

平成 20 年 10 月 3 日付け 政府調達苦情申立書

平成 20 年 10 月 6 日付け 政府調達苦情申立補充書

平成20年11月4日付け 意見書

平成 20 年 11 月 14 日付け 意見書(一部受理)

平成 20 年 11 月 17 日付け 意見陳述書

平成 20 年 12 月 1 日付け 回答書

2 関係調達機関

平成 20 年 10 月 28 日付け 報告書

平成20年11月7日付け 補正書

平成 20 年 11 月 14 日付け 意見陳述書

平成 20 年 11 月 28 日付け 回答に際する説明資料

3 参加者

平成 20 年 10 月 20 日付け 苦情処理手続参加申立書

第5 委員会における検討

委員会は、苦情申立人の平成 20 年 10 月 3 日付け本件申立てについて、同月 10 日受理し、同月 15 日本件申立てを受理した旨公示した。次いで、同月 21 日委員会を開催し、コンピューター分科会(以下「分科会」という。)に検討を付託した。

平成 20 年 10 月 20 日, 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ が参加を希望した。

分科会での検討経過

第1回 平成20年11月6日

第 2 回 平成 20 年 11 月 11 日

第3回 平成20年11月17日

(苦情申立人,関係調達機関及び参加者が意見 を陳述した。)

第4回 平成20年12月1日 (苦情申立人及び関係調達機関から,個別に説

明を聴取した。)

第5回 平成20年12月8日

第6回 平成20年12月15日

第7回 平成20年12月25日

第6 分科会の判断

1 「政府調達に関する協定」及び「日本の公共部門のコンピューター製品及びサービスの調達に関する措置について」並びに「コンピューター製品及びサービスの調達に係る総合評価落札方式の標準ガイド」、「情報システムの調達に係る総合評価落札方式の標準ガイド」及び「情報システムに係る政府調達の基本指針」の適用について

関係調達機関は、国土交通省であり、「政府調達に関する協定」 (以下「協定」という。) 付属書 I 付表 1 に該当することから、 協定の適用対象となる機関である。また、本件調達は、13 万特 別引出権(以下「SDR」という。) を超える価格の調達契約に 係るものであり、かつ、協定第 23 条に該当しないことは明ら かであるから、協定の適用対象となる。 次に、本件調達に係る入札手続は、「日本の公共部門のコンピューター製品及びサービスの調達に関する措置について」(以下「調達措置」という。)にある「10万 SDR 又はコードの基準額のいずれかの低い方の金額を超えるすべてのコンピューター製品及びサービス」に該当することから、調達措置における苦情処理手続が適用される。

苦情申立人は、本件調達に係る入札手続が、「コンピューター製品及びサービスの調達に係る総合評価落札方式の標準ガイド」(以下「コンピューター標準ガイド」という。)、「情報システムの調達に係る総合評価落札方式の標準ガイド」(以下「情報システム標準ガイド」という。)及び基本指針に違反すると主張する。

本件調達に係る入札手続は、調達措置の適用対象案件であり、かつ、予定価格が80万SDRを超える調達である。また、総合評価落札方式により調達が行われている。したがって、苦情申立人の主張どおり、コンピューター標準ガイド、情報システム標準ガイド及び基本指針は、いずれも適用される。

コンピューター標準ガイド,情報システム標準ガイド及び基本指針は,いずれも「政府調達苦情処理推進会議の設置について」2. (1)の規定に基づき政府調達苦情処理推進会議議長が別に指定する規程ではないが,いずれの規程も,調達措置と適用対象が同一であることに加え,関係調達機関を含む調達関係省庁の申合せ又は関係調達機関を含む全府省の情報化統括責任者(以下「CIO」という。)が構成員である各府省 CIO 連絡会議において決定された規程であり,関係調達機関は,それらの規程に従う義務がある。したがって,分科会は,本件申立てについては,これらの規程も勘案して判断する。

2 本件申立ての適法性について

調達措置付属書Ⅲ3.2(1)によれば、「苦情は調達手続のいずれの段階であっても申し立てることができるが、苦情の要因が判明した時又は判明し得る状態になった後 10 日以内に申し立てなければならない」とされている。

本件申立ては、いずれも平成20年10月3日付けの政府調達 苦情申立書において申し立てられている。苦情申立人が関係調 達機関から開札結果の通知を受けた日は同年9月25日であり、 同年10月3日になされた申立ては期限内に申し立てられてい るため、本件申立ては、適法である。

3 センタ被災時における対応に関する提案について

「災害等による稼動系センタ被災時」における冗長性及び運用性に関する設計・開発面から見た考え方及び実現方法を提案するには、災害時における業務フローについての情報が不可欠である。この点、要件定義書では、「稼動系センタ被災時の運用」についての業務フローは示されているが、どのような災害を想定しているのか、障害発生時から通常システムへの復旧の期限などが示されていない。

そのため、苦情申立人は、事業継続計画や、災害復旧計画の 策定を前提とした提案を行っている。これは、かかる要件定義 書の提示情報を考慮すれば、常識的なものであると言うことが できる。したがって、苦情申立人の提案を具体性がないとした 関係調達機関の評価は、不当であると言わざるを得ず、コンピ ューター標準ガイド及び情報システム標準ガイドの「入札の評 価は、入札説明書(仕様書及び総合評価基準を含む。)に基づい て行うものとし,入札説明書に記載されていない性能等は評価 の対象としない」との規定に違反する。

4 運輸支局等職員の利便性・操作性・運用性の向上に関する提 案について

要件定義書では、画面イメージや帳票イメージなどを示すのみであり、これだけの情報で運輸支局等職員の利便性・操作性・運用性を幅広く向上させる施策を提案することは極めて困難であると言わざるを得ない。ただし、苦情申立人は、意見招請時に必要な情報を求める意見を提出しておらず、この点についての努力が不足していたことは否めない。

しかしながら、関係調達機関は、要件定義書において、「最終的な画面の設計については、自動車登録管理室と調整の上で設計工程において確定させる」と明記している。それにもかかわらず、「設計工程において確定させる」とした苦情申立人の提案書を「具体的な運用についての提案がない」として低く評価することは不当であると言わざるを得ない。このような評価は、コンピューター標準ガイド及び情報システム標準ガイドの「入札の評価は、入札説明書(仕様書及び総合評価基準を含む。)に基づいて行うものとし、入札説明書に記載されていない性能等は評価の対象としない」との規定に違反する。

5 運輸支局等の本番移行における現行システムの撤去に関する 提案について

要件定義書においては、新しいシステムの機器は、「運輸支局等に対してハードウェアの設置・導入にて動作動確認後に仮設置してあり、現行システムの旧機器を撤去した場所に移設が必

要である。そのため、設計・開発事業者は、ハードウェア事業者等の関係事業者と調整の上で、移行実施計画書を作成すること」と記載されている。これに対して、苦情申立人は、「移行設計時には、これら(電源設備、設置スペース等)調査作業を含む移行計画を作成して、ハードウェア事業者の調達仕様に反映できるように検討します」と提案している。

苦情申立人は、提示された要件定義書に基づいて、可能な限りの提案を行っている。苦情申立人が現行システムの旧機器の撤去などについて、これ以上明確な提案を行うためには、現行システムの事業者である参加者との調整が不可欠となる。しかしながら、苦情申立人は、提案書の作成段階では、設計・開発事業者の候補の一社にすぎず、苦情申立人が参加者と調整することは事実上困難であった。したがって、苦情申立人の提案書を、現行システムの撤去が明確でないと評価することは不当であると言わざるを得ない。このような関係調達機関による評価は、コンピューター標準ガイド及び情報システム標準ガイドの「入札の評価は、入札説明書(仕様書及び総合評価基準を含む。)に基づいて行うものとし、入札説明書に記載されていない性能等は評価の対象としない」及び「性能等の評価は、調達機関による公正、公平な審査を通じて適切に行うものとする」との規定に違反する。

6 到着許容時間に関する提案について

要件定義書は、「到着許容時間については、運輸支局等及び出 張検査場により移動距離、移動手段が異なるため、表14.3-5『常 駐の要否及び到着許容時間』に示す目標値を考慮した上で、設 計・開発段階にて拠点ごとに目標値を検討することとする」と している。これにより、到着許容時間の目標値を満たすような 保守体制が整備できることの根拠を提案書に記述することが求 められていたと解することはできない。

それにもかかわらず、駆けつけ時間の記載がないことから、 到着許容時間の目標値を満たすかどうかの判断材料に欠けると して、苦情申立人の提案書を低く評価することは、設計・開発 段階に検討するとした要件定義書と矛盾するものであり、不当 であると言わざるを得ない。したがって、このような評価は、 コンピューター標準ガイド及び情報システム標準ガイドの「入 札の評価は、入札説明書(仕様書及び総合評価基準を含む。)に 基づいて行うものとし、入札説明書に記載されていない性能等 は評価の対象としない」及び「性能等の評価は、調達機関によ る公正、公平な審査を通じて適切に行うものとする」との規定 に違反する。

なお、当該項目についての苦情申立人の提案書には出張検査 場に係る保守体制の記載が欠落している。この点、苦情申立人 は、出張検査場の場所に関する情報は要件定義書に記載されて おらず、一般にも出張検査場の一覧は公表されていないため、 記述は不可能であったと主張している。しかしながら、この点 については、苦情申立人が関係調達機関に情報を求めることも せずに自らの判断によって記述をしなかったにすぎないもので あって、関係調達機関がこの点を低く評価することは不当とま では言えない。

7 報告書の補正について

苦情申立人からは、関係調達機関の報告書に、参加者の提案 書の関係する部分を添付するよう要請があったため、分科会は、 調達措置等の規程に明記されていないが,関係調達機関に補正 を求めた。関係調達機関は、補正書を提出した。その後、補正 が不十分であるとして、苦情申立人から再度同旨の要請があっ たが、分科会は再度の補正を求めないこととした。

8 結論

以上の次第であって、本件申立てについては、その他の申立 人の主張の点について検討するまでもなく、分科会は、関係調 達機関の行った技術点審査がコンピューター標準ガイド及び情 報システム標準ガイドの規定に違反していると判断する。これ は、「無差別待遇、透明性及び公正で、かつ、開かれた競争とい う原則」を掲げる調達措置の「入札の評価は、全ての入札者に 対する平等な取扱いが確保されるよう、透明性のある方法によ って行われる」及び「入札の過程において、技術評価及びシス テム性能評価が適用される場合における当該評価は、すべての 潜在的供給業者に対して同一の条件の下で実施される」との規 定上問題であるからである。

以上のとおり、技術点審査に違反があることから、分科会は、調達措置付属書Ⅲ4.4 に基づき、関係調達機関が苦情申立人と参加者の「入札を再審査する」ことを提案する。また、この提案が実施される際には、手続的見地から、関係調達機関は、参加者が提案を不当に低く評価されたと考える項目について、参加者に意見を述べ、反駁する機会を与えるのが妥当であると考える。

ただし、本件調達に係る入札手続においては、既に苦情申立 人及び参加者の入札価格が明らかになっており、かかる状況に おいて技術点の評価について「入札を再審査する」ことを関係 調達機関に求めても、実際に公正、かつ、公平な審査を行うことが不可能となる事態も想定できる。そのような可能性があることを踏まえて、分科会は、要件定義書などの入札条件を変更せずに、関係調達機関が再度入札を行うことができるよう、「入札条件は変えずに再度入札を行う」ことを予備的に提案する。この提案が実施される際にも、関係調達機関は、参加者の提案について低く評価した項目に関しては、その理由を参加者に提示すべきであると考える。

第7 その他の指摘事項

上記結論を左右するものではないが,本件申立てに関して, 分科会は,以下の点を指摘する。

1 評価委員会における外部委員の評価する項目について 本件調達に係る入札手続における技術点審査においては、関係調達機関は、技術的専門性が高く配点も大きい評価項目を中心として、外部委員も評価に加えることを方針とした。

しかし、最高得点が 50 点と配点が高い5項目のうち、外部委員が評価に加わっているのは2項目と半数以下であり、他の3項目については内部委員だけで評価を行っている。また、基礎点を除く技術評価点の総合計点である 930 点のうち、350 点分の項目にしか外部委員が関わっていない。

協定等において、外部委員と内部委員の採点へのかかわり方などを含む評価方法については、明確な規定は存在せず、また、評価委員会の総意でこうした評価方針が決定されていることから、このような評価方針を決定することが明確に協定等に違反しているとまでは言うことはできない。しかし、調達措置の「入札の評価は、全ての入札者に対する平等な取扱いが確保される

よう,透明性のある方法によって行われる」や,基本指針の「審査を左右し得る審査員の構成については,公平性を徹底する必要がある」との規定の趣旨からも,今回の評価は,外部委員を招聘した趣旨にもとるものであり,次回以降の調達に際し,関係調達機関は,評価に当たって,公平性をより徹底すべきであると考える。

2 評価基準の曖昧性について

本件調達に係る入札手続においては、評価基準は、具体性・ 実現性の有無や、具体性・実現性がある場合はその根拠が明確 であるかなどとなっている。このような評価基準は、定性的、 かつ、曖昧なものであると言わざるを得ない。

本件調達に係る入札手続における関係調達機関の評価基準が定性的、かつ、曖昧であることが、直ちに協定等に明確に違反するとまでは言うことはできない。しかし、コンピューター標準ガイド及び情報システム標準ガイドの「評価項目については、可能な限りその評価する内容を詳細、かつ、具体的に示すものとする」や、「定性的な評価項目に関する評価に当たっては、十分、合理的な理由をもって行うものとする」との規定の趣旨から、評価項目及び評価基準は、可能な限り曖昧性を排除すべきである。

3 意見招請における質問について

本件調達に係る入札手続における意見招請のやり取り5では、 関係調達機関からの回答は、「ご提案の範囲と考えます」、「設計

⁵ 意見招請時には、別紙のようなやり取りがあった。

段階での検討内容と考えます」といったように、不明確なものが多かった。また、苦情申立人も、上記の回答では十分理解できるとは想定されないにもかかわらず、追加質問をせず、自ら「こういう趣旨であろう」と思い込んでいたことがうかがえる。

このような形だけの意見招請では、質問をした入札予定者に対して必要な情報が明確に伝わらないだけでなく、入札予定者からの意見によって調達の要件や、評価基準などがより洗練されていくという意見招請の利点が損なわれることになる。次回以降の調達に際しての意見招請においては、関係調達機関は、的確に対応し、入札予定者が理解できるような回答をすることが望ましい。他方、入札予定者においても、積極的にその機会を活用し、理解できない回答については理解できるまで再質問を行うことが望まれる。

苦情申立人は、本件調達においては、意見招請の回答から公告までの期間が短く再質問をする期間が無かったと主張するが、公告後に質問をすることが制限されているわけではなく、公告後に再質問を行うことで、自らの提案の質を高めることは可能であった。この点、意見招請終了後に質問はできないとの認識は当を得ていないと考える。

また、協定等において、意見招請時の経緯を外部委員に伝えることを義務付ける規定は存在しないが、入札予定者は、意見招請時の関係調達機関の回答も踏まえて提案書を作成しているのであるから、関係調達機関は、外部委員にそれらの意見及び回答を説明するように配慮すべきである。

平成 20 年 12 月 25 日

政府調達苦情検討委員会コンピューター分科会

委員 田中康久

委員 髙 橋 滋

委員 岩澤 雄司

委員 江 﨑 浩

委員 山口 英

別紙:意見招請のやり取り(抄)

意見	関係調達機関の
	回答
【提案・要望:不備データの訂正について】	ご意見は, 提案の範
(内容)	囲内と考えますが、
不備データといっても多様な不備の可能性が考えら	原則次期システム
れます。(略)	の設計・開発業者が
つきましては,本設計開発業務においては,不備デー	責任をもって実施
タの定義及び訂正方法を下記の通りとすることをご提	していただく内容
案します。本定義のもとで、各応札業者が公平な条件で	と考えます。
不備データ訂正に係る作業工数の見積もりを行うため	
に, 想定される不備の内容及び訂正方法を, 入札公告時	
には明記いただけますようお願いします。(以下略)	
OCRについて、「ハードウェアによる処理方式とす	ハードウェア要件
ること」とされていますが, (略) 当該要件は, 現時点	は現在の想定であ
での想定であり、設計・開発業務において両方式を評価	り、ハードウェア処
/ベンチマークしながらMOTASシステムにとって最	理方式は確定要件
適な処理方式を決定するという進め方が適切と考えて	ではありません。設
いますが、その認識でよろしいでしょうか。(以下略)	計工程において、ハ
	ードウェア要件は
	明確化していただ
	きます。なお,OC
	R処理方式につき
	ましては,ご提案の
	範囲と考えます。

検委事第7号

提 案 書

「日本の公共部門のコンピューター製品及びサービスの調達に関する措置」付属書Ⅲ4.4 に基づき、関係調達機関国土交通省が「入札を再審査する」こと、また予備的に「入札条件は変えずに再度入札を行う」ことを提案する。

平成 20 年 12 月 25 日

政府調達苦情検討委員会コンピューター分科会

委員 田中康久

委員 髙橋 滋

委員 岩澤 雄司

委員 江崎 浩

委員 山口 英